

山くずれから生命、財産を守る

■土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林

森林は、土中深く張りめぐらされた樹木の根によって、土石をしっかりと押さえ、山のくずれを防いでいます。

また、森林は地表面が落葉や草木などに覆われているため、豪雨の時でも直接土壤が侵食されることを防いでいます。



安らぎを与え健康を増進する

■保健保安林

森林にはレクリエーションの場や休養の場として心身をリフレッシュさせる効果があります。

森の中には、「フィトンチッド」が溢れています。

フィトンとは「植物」、チッドとは「殺す」という意味。つまり、植物は自分の身を守るために大気中の細菌を減らして森の空気をきれいにしているのです。

森林に入ると、雑踏から開放され、さわやかな気分を感じ、心身が安らぐことができます。



埼玉県の保安林には、そのほかに次のものがあります。

風を和らげる

■防風保安林

火災の延焼を防ぐ

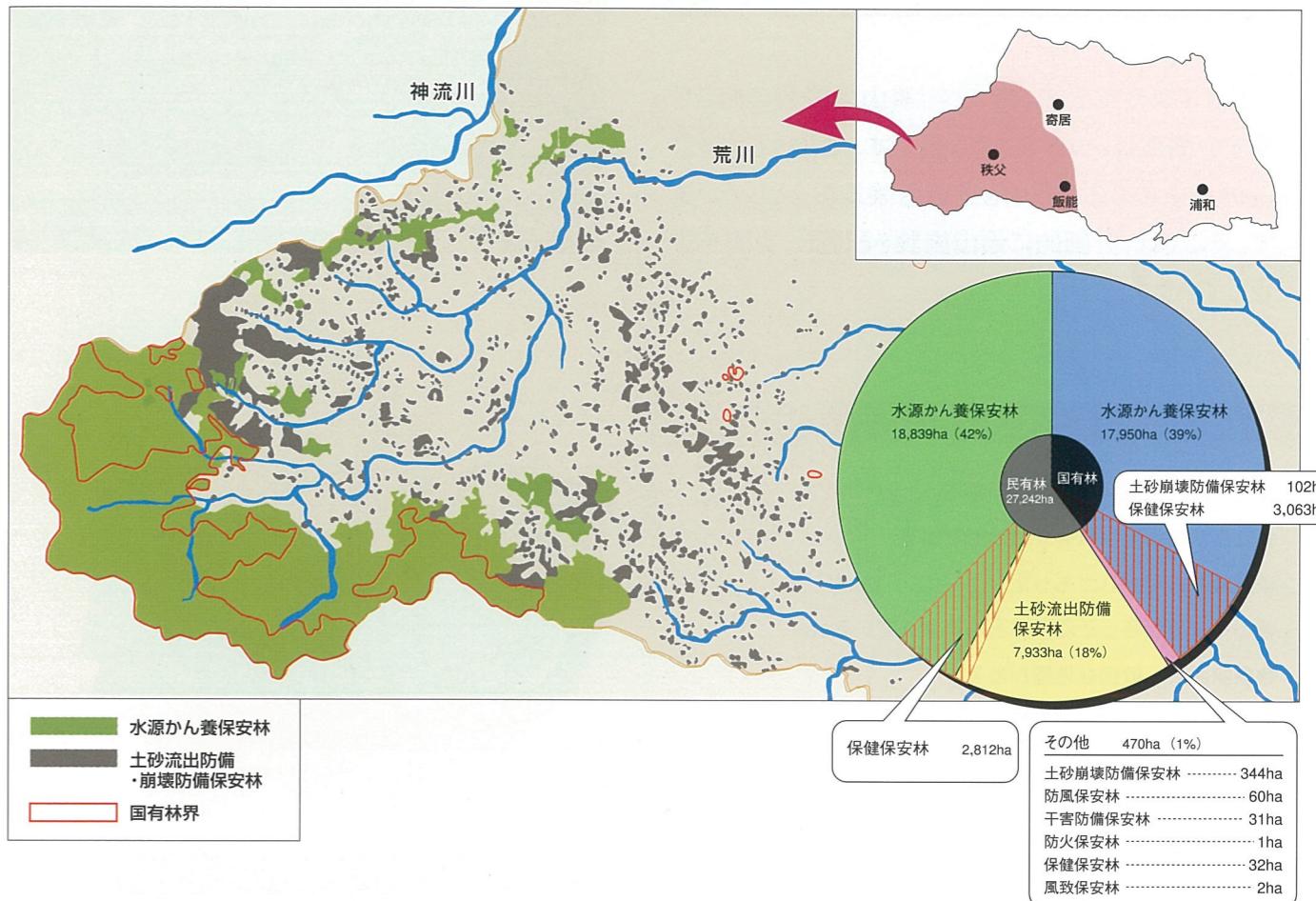
■防火保安林

名所・旧跡の森林を保存する

■風致保安林

① 埼玉県の保安林の分布

■埼玉県の保安林の分布と面積



② 保安林の優遇措置と制限

■税金の免除などの優遇措置があります。

- 1 : 税金の免除・減額 固定資産税・不動産所得税・特別土地保有税は課税されません。
また、相続税・贈与税は伐採制限の内容に応じて3~8割控除されます。
- 2 : 造林補助金の加算 造林補助金は、普通林より高率の補助が受けられます。
- 3 : 特別の融資 一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を農林漁業金融公庫から借りることができます。
- 4 : 伐採制限の損失補償 禁伐や抾伐など立木の伐採について厳しい制限がかせられている保安林については、立木資産の凍結について損失の補償がなされます。

■立木伐採などの際、必要最小限の制限を受けます。

- 1 : 立木の伐採 保安林で立木を伐採しようとする場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。
なお、この場合、指定施業要件として定められている制限の範囲内であれば許可されることになっています。
- 2 : 土地の形質変更など 保安林内で、家畜の放牧や土石・樹根の採取、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを一時的に行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。これらの行為についても保安林としての働きが損なわれない場合は許可されることになっています。
- 3 : 植栽の義務 立木を伐採した後、自然に森林になるのを待っていたのでは保安林の目的が達せられない場合には、「伐採した跡地に2年以内にスギ等を、おおむね1ha当たり3,000本以上植栽すること」が義務付けられます。

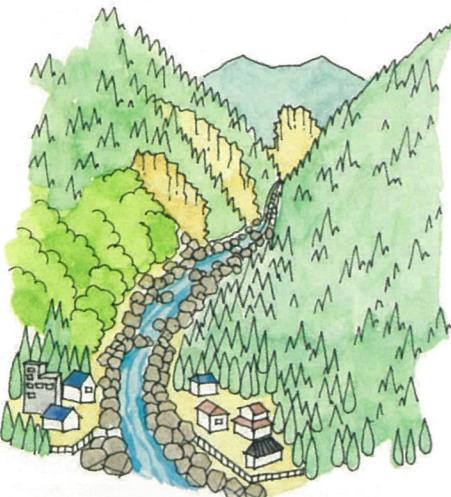
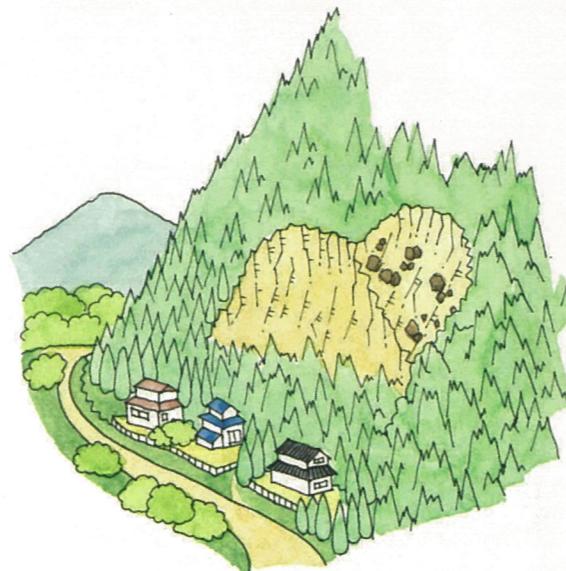
V 山地災害危険地区とは？

山くずれや土石流、地すべり等山地災害の起こりやすい箇所は、つぎのような所です。このうち、一定基準以上のものを「山地災害危険地区」としています。そこでは、計画的に治山施設を配置し、災害を防止しています。



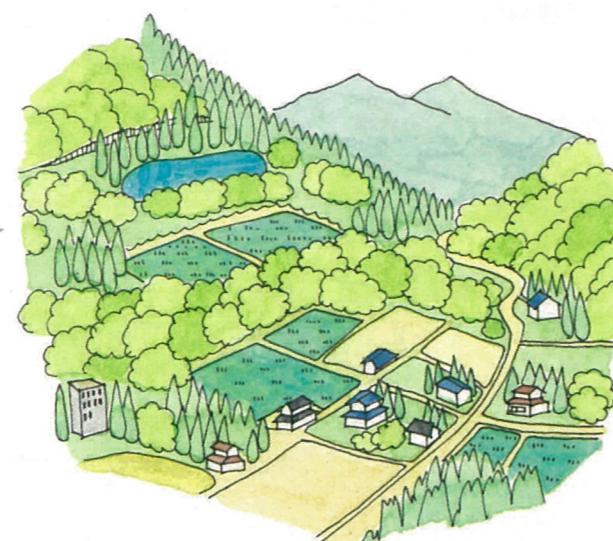
山くずれの起こりやすい斜面

- 山の斜面に亀裂やわき水がある。
- 岩石がもろく崩れやすい地形である。
- 過去に山くずれがあった。
- 山くずれがあった場所にとなりあっている。
- 急斜面で、軟弱な地盤がある。
- 水の集まりやすい斜面地形である。
- ときどき落石がある。



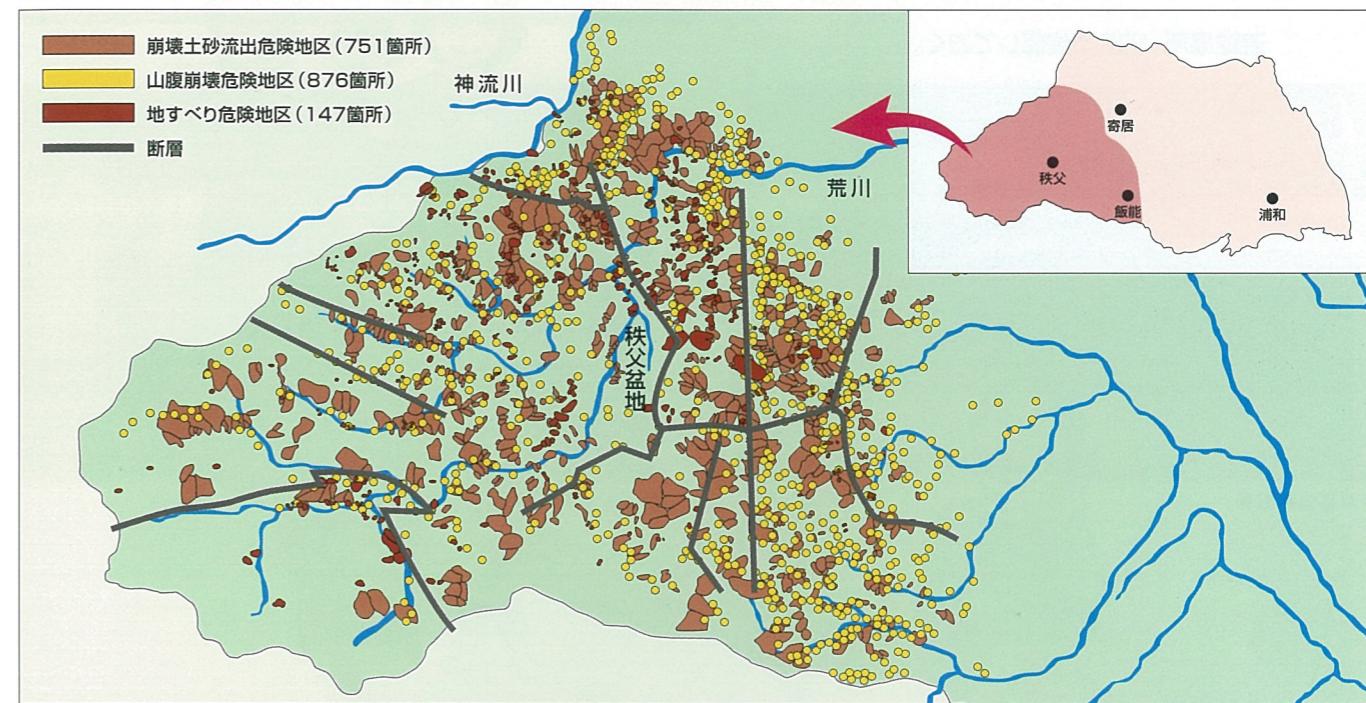
地すべりの起こりやすい山の斜面

- 過去に地すべりがあった所で今も少しずつ動いている。
- わき水や地下水が豊富である。
- 断層がある所やもろく崩れやすい岩石がある。
- 火山作用あるいは温泉の作用で粘土化した土がある。



① 埼玉の山地災害危険地区の分布

■ 埼玉県の山地災害危険地区の分布



② 災害を未然に防ぐには

I. 危険信号の観察: 「山くずれ」の危険信号としては、次のような変化が見られます。

わき水に注意



●わき水の量が急に増えてきた。



●今まで枯れることのないわき水が止まった。



●普段澄んでいるわき水が濁ってきた。

山の斜面に注意



●山の斜面を水が走り始めた。



●山の斜面に亀裂が走った。



●地鳴りの音が聞こえてきた。



●山の木が傾いている。



●石が転がり落ちてきた。

II.普段から避難場所の確認と早めの避難

- 普段から自分たちの住む地域の自然条件に关心を持ち、避難場所・経路を確認しておく。



- 気象情報に注意する。災害が起きたらすぐ通報する。



- 危険信号を見つけたら早めに指定された避難場所に避難する。



③森林防災サポーターとは

山地災害から地域住民の生命や財産を守るために、日頃から災害が発生しやすい危険な箇所を的確に把握し、その情報に基づいて適切な対策を図ることが大切です。そこで誕生したのが「森林防災サポーター制度」です。

この制度は

- 山地災害に関する情報の収集等を円滑に図るため山地災害情報の収集・提供活動に協力していただく方を「森林防災サポーター」として知事が認定します。平成10年度末現在、74名が認定されています。
- 認定された方を対象に、山地防災活動に必要な研修会を開催しています。
- 県では、サポーターの支援を得ながら、山地災害の原因となる異常現象や山くずれ等の被災状況の把握に努めています。

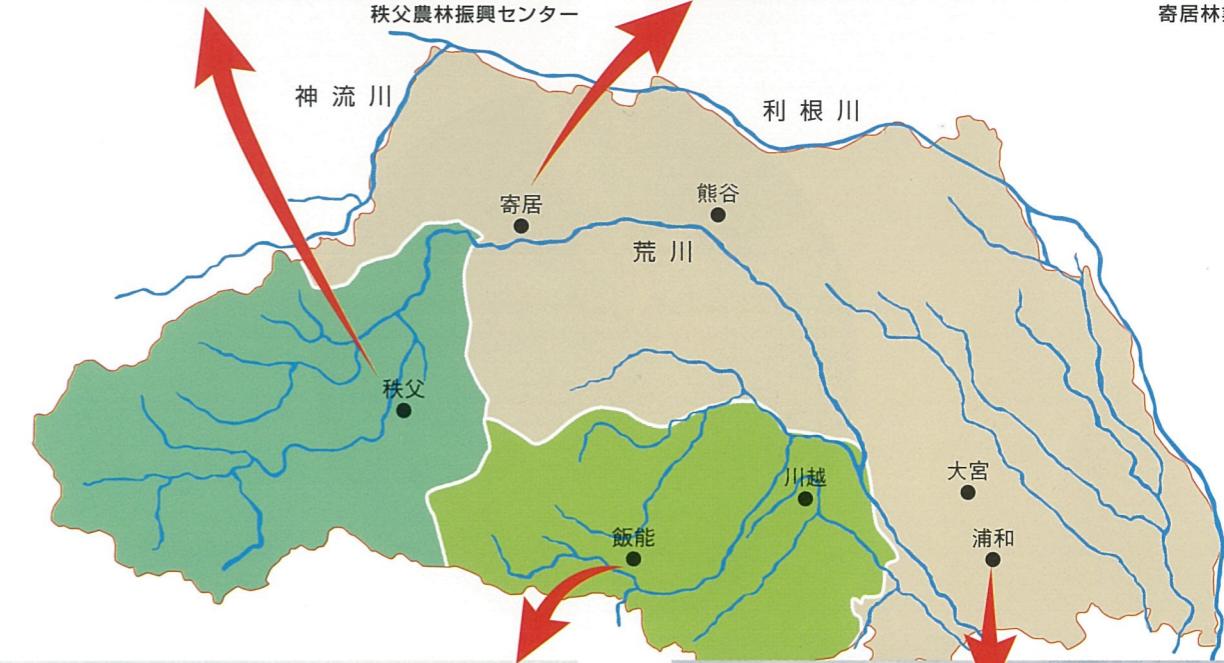


森林防災サポーター講習会

VI 埼玉県の治山・保安林行政に関する問い合わせは?



寄居林業事務所



埼玉県庁

埼玉県農林部林務課	浦和市高砂3-15-1	TEL 048-830-4316 (直)
秩父農林振興センター	秩父市日野田町1-1-44	TEL 0494-24-7211 (代)
飯能林業事務所	飯能市双柳353	TEL 0429-73-5620 (代)
寄居林業事務所	寄居町寄居1587-1	TEL 048-581-0123 (代)